

2015年5月26日

各位

会社名 株式会社 WDI
 代表者名 代表取締役 清水 謙
 (JASDAQ・コード 3068)
 問合せ先 取締役 佐々木 智晴
 管理本部本部長
 (TEL.03-3404-3704)

定款変更に関するお知らせ

当社は、2015年5月26日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を認める議案を2015年6月24日開催予定の第61回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が2015年5月1日に施行され、新たに社外取締役及び社外監査役以外の業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第29条第2項及び第37条第2項の一部を変更するものであります。
 なお、定款第29条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- ② 取締役会規則及び監査役会規則の名称を、それぞれ取締役会規程及び監査役会規程へ変更するものであります。

2. 変更の内容

定款の変更内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
(取締役会規則) 第27条 取締役会に関する事項については、法令または定款の他、取締役会において定める取締役会規則による。	(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項については、法令または定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。

<p>(取締役の責任免除) 第 29 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 29 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額とする。</p>
<p>(監査役会規則) 第 35 条 監査役会に関する事項については、法令または定款の他、監査役会において定める監査役会規則による</p>	<p>(監査役会規程) 第 35 条 監査役会に関する事項については、法令または定款の他、監査役会において定める監査役会規程による</p>
<p>(監査役の責任免除) 第 37 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第 37 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2015 年 6 月 24 日

定款変更の効力発生日 : 2015 年 6 月 24 日

以上